

令和7年3月18日

医療法人社団スマイルスクエアに対する 景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、令和7年3月17日、医療法人社団スマイルスクエアに対し、同法人が経営する「スマイル+さくらい歯列矯正歯科二子玉川」と称する診療所において供給する歯列矯正に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第5条第3号(ステルスマーケティング告示)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令(別添参照)を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 医療法人社団スマイルスクエア

(以下「スマイルスクエア」という。)

(法人番号 9040005007111)

所 在 地 東京都世田谷区玉川三丁目10番11号TK第1ビル3F

代表者 理事長 櫻井 雄太

設立年月 平成8年1月

資産の総額 8630万8549円(令和7年3月現在)

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

スマイルスクエアが経営する「スマイル+さくらい歯列矯正歯科二子玉川」 と称する診療所(以下「スマイル+さくらい歯列矯正歯科」という。)にお いて提供する歯列矯正(以下「本件役務」という。)

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

「Googleマップ」と称するウェブサイト(以下「Googleマップ」という。)内のスマイルスクエアが開設し経営するスマイルキさくらい歯列矯正歯科の「プロフィール」と称する施設情報(以下「プロフィール」という。)における「クチコミ」と称する当該施設のロコミ及び評価を示す箇所(以下「ロコミ投稿欄」という。)

(イ) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容(表示例: 別紙)

本件役務の提供を受けるためにスマイル+さくらい歯列矯正歯科に来院した者(以下「第三者」という。)に対し、Googleマップ内のスマイルスクエアが開設し経営するスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける口コミ投稿欄のスマイル+さくらい歯列矯正歯科の評価として「★★★★★」(以下「星5」という。)と併せて感想を投稿すること又は星5を投稿すること(以下これらを併せて「本件星投稿」という。)を条件に、5,000円分の「QUOカード」と称するギフトカードを提供すること又は当該第三者がスマイル+さらい歯列矯正歯科に対して支払う本件役務に係る治療費の総額から5,00円を割り引くことを伝えたことによって、当該第三者が、別表「表示内容」欄記載のとおりの表示をしていたことから、スマイルスクエアは、本件役務に係る同表「表示内容」欄記載の表示内容の決定に関与しているものであり、当該投稿による表示は、スマイルスクエアが自己の供給する本件役務の取引について行う表示(以下「事業者の表示」という。)であると認められる。

イ 前記アの表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。

(3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあるものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これをスマイルスクエアの役員及びスマイル+さくらい歯列矯正歯科の医療従事者に周知徹底すること。
- ウー今後、同様の表示を行わないこと。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話: 03 (3507) 9239 URL: https://www.caa.go.jp/

表示期間 表示媒体・表示箇所 表示内容 令和6年5月15日から 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「			加权
同年9月11日までの間 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和6年5月15日から 同年9月11日までの間 つコミ投稿欄の「	令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿	(別紙)
令和6年5月15日から 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「	令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	同年9月11日までの間	ロコミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿	
令和6年5月15日から 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	同年9月11日までの間	ロコミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿	
令和6年5月15日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 と称するアカウントの投稿 ・星5 ロコミ投稿欄の「 と称するアカウントの投稿 ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 と称するアカウントの投稿 ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 と称するアカウントの投稿 ・星5 になった。 ・星5 になっ	令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 令和6年5月15日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 令和6年5月15日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 令和6年5月29日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 令和6年5月29日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5	同年9月11日までの間	ロコミ投稿欄の「■■■■■■■■■■」と称するアカウントの投稿	
令和6年5月15日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 ・星5 同年9月11日までの間 Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 ・星5 日コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 ・星5 日コミ投稿欄の「 」と称するアカウントの投稿 ・星5 日本6年5月29日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5	令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
同年9月11日までの間 □コミ投稿欄の「■■■」と称するアカウントの投稿 令和6年5月15日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 □コミ投稿欄の「■■■」と称するアカウントの投稿 令和6年5月29日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 □コミ投稿欄の「■■■」と称するアカウントの投稿 令和6年5月29日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5	同年9月11日までの間	ロコミ投稿欄の「■■■■」と称するアカウントの投稿	
令和6年5月15日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「■■■」と称するアカウントの投稿	令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
□コミ投稿欄の「■■■」と称するアカウントの投稿 令和6年5月29日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5 □年9月11日までの間 □コミ投稿欄の「■■■■」と称するアカウントの投稿 令和6年5月29日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星5	同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「■■■」と称するアカウントの投稿	
令和 6 年 5 月 2 9 日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星 5 同年 9 月 1 1 日までの間 ロコミ投稿欄の「■■■■」と称するアカウントの投稿	令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「■■■■」と称するアカウントの投稿	同年9月11日までの間	ロコミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿	
令和 6 年 5 月 2 9 日から Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける ・星 5	令和6年5月29日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
	同年9月11日までの間	ロコミ投稿欄の「■■■■」と称するアカウントの投稿	
同年9月11日までの間 ロコミ投稿欄の「	令和6年5月29日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5
	同年9月11日までの間	ロコミ投稿欄の「これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	

別紙

★★★★★ 3 か月前
いいね

〇 不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を 防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限 及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

- **第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
 - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認 されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理 的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

- 第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。
 - 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したと きにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反 行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業 者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令(以下「措置命令」という。)に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若し

くはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所 に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3 (略)

(権限の委任等)

- 第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 (略)
- 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任 された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に 報告するものとする。
- 5~11 (略)

〇 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抜粋)

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五 条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその 権限を行使することを妨げない。

〇 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である 表示

(令和五年内閣府告示第十九号)

事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの

景品表示法第5条(不当な表示の禁止)

不当な表

O 優良誤認表示(第5条第1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも 著しく優良であると示す表示
- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制 (第7条第2項及び第8条第3項)

消費者庁長官は、商品・サービスの内容(効果、性能)に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

- 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けと なる合理的な根拠を示すものと認められない場合
 - ・第7条第2項(措置命令関連)に基づく資料提出要求:不当表示とみなす。
 - ・第8条第3項(課徴金納付命令関連)に基づく資料提出要求:不当表示と 推定する。
- O <u>有利誤認表示(第5条第2号)</u>

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に 著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引 の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- <u>商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれ</u> があると認められ内閣総理大臣が指定する表示(第5条第3号)
- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示
- ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

消表対第698号令和7年3月17日

医療法人社団スマイルスクエア 理事長 櫻井 雄太 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が経営する「スマイル+さくらい歯列矯正歯科二子玉川」と称する診療所(以下「スマイル+さくらい歯列矯正歯科」という。)において供給する歯列矯正に係る役務(以下「本件役務」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」(令和5年内閣府告示第19号)に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令の内容

- (1) 貴法人は、貴法人が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア(7) 貴法人は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、本件役務の提供を受けるためにスマイル+さくらい歯列矯正歯科に来院した者(以下「第三者」という。)に対し、「Googleマップ」と称するウェブサイト(以下「Googleマップ」という。)内の貴法人が開設し経営するスマイル+さくらい歯列矯正歯科の「プロフィール」と称する施設情報(以下「プロフィール」という。)における「クチコミ」と称する当該施設の口コミ及び評価を示す箇所(以下「ロコミ投稿欄」という。)のスマイル+さくらい歯列矯正歯科の評価として「★★★★★」(以下「星5」という。)と併せて感想を投稿すること又は星5を投稿すること(以下これらを併せて「本件星投稿」という。)を条件に、5,000円分の「QUOカード」と称するギフトカード(以下「QUOカード」という。)を提供すること又は当該第三者がスマイル+さくらい歯列矯正歯科に対して支払う本件役務に係る治療費の総額から5,000円を割り引くことを伝えたことによって、第三者が、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり投稿したことから、当該投稿に

- よる表示は、貴法人が自己の供給する本件役務の取引について行う表示(以下「事業者の表示」という。)であると認められること。
- (4) 前記(ア)の表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであったこと。
- イ 前記アの表示は、事業者の表示であって、一般消費者が事業者の表示であることを 判別することが困難であると認められるものであって、本件役務の取引に関する事 項について一般消費者に誤認されるおそれがあるものであり、景品表示法に違反す るものであること。
- (2) 貴法人は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴法人の役員及びスマイル+さくらい歯列矯正歯科の医療従事者に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴法人は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、自己の供給する役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。
- (4) 貴法人は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 医療法人社団スマイルスクエア(以下「スマイルスクエア」という。)は、東京都世田谷区玉川三丁目10番11号TK第1ビル3Fに主たる事務所を置き、診療所を経営する事業を行う事業者である。
- (2) スマイルスクエアは、スマイル+さくらい歯列矯正歯科において本件役務を一般消費者に提供している。
- (3)ア スマイルスクエアは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、第三者に対し、 本件星投稿を条件に、5,000円分のQUOカードを提供すること又は当該第三 者がスマイル+さくらい歯列矯正歯科に対して支払う本件役務に係る治療費の総額 から5,000円を割り引くことを伝え、これに応じて当該QUOカードの提供又 は当該割引を受けた第三者が、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・ 表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり 投稿していたことから、スマイルスクエアは、本件役務に係る別表「表示内容」欄記 載の表示内容の決定に関与しているものであり、当該投稿による表示は事業者の表 示と認められる。
 - イ 前記アの表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であること

が明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、スマイルスクエアは、事業者の表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条 第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をするこ とができる。
 - (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
 - (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することがで

きなくなる。

表示期間	表示媒体・表示箇所		表示内容
令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	•星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿		(別添写し1)
令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	·星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「■■■■」と称するアカウントの投稿		(別添写し2)
令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	·星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「■■■■」と称するアカウントの投稿		(別添写し3)
令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	·星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「ここここここここ」と称するアカウントの投稿		(別添写し4)
令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	・星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿		(別添写し5)
令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	・星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿		(別添写し6)
令和6年5月15日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	・星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿		(別添写し7)
令和6年5月29日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	・星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「こと称するアカウントの投稿		(別添写し8)
令和6年5月29日から	Googleマップ内のスマイル+さくらい歯列矯正歯科のプロフィールにおける	・星5	
同年9月11日までの間	口コミ投稿欄の「これ」と称するアカウントの投稿		(別添写し9)